

マンション分譲事業者の皆さまへ

～マンションを新たに分譲しようとするときは事前の届出が必要です～

名古屋市では、新たに分譲するマンションの長期修繕計画期間や修繕積立金額が国のガイドラインに準ずる内容になっているかなどについてあらかじめ確認するため、「名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例」に基づき、マンション分譲事業者の皆さまに対して、マンションの概要や管理組合の運営方法等に関する事項の分譲前の届出を義務化しています。

※マンション分譲事業者とは、宅地建物取引業者であって、新たに建設されたマンションの分譲（委託を受けて行う分譲を含む。）を行うものをいいます。

届出の時期

売買契約を締結しようとする最初の日の30日前までに届出をしてください。届出の時期より前に届出事項が決まっている場合は、速やかに、提出をお願いします。

※1棟を複数回（期）に分けて分譲する場合は、分譲する回（期）ごとに新規の届出をしていただく必要はありません。

※届出内容に変更があった場合は、速やかに、変更の届出をしてください。

届出の方法

届出書を電子メール又は郵送で住宅企画課民間住宅係へ送付してください。名古屋市電子申請サービスでも届出を受付けます。

※マンション分譲事業者が複数の場合は、いずれか1者が代表して届出をしてください。

※複数棟を分譲する場合は、棟ごとに届出をしてください。

マンション分譲事業者の責務を次のように定めています。

- ・ マンションの管理組合を円滑に運営することができるようにするため、管理規約及び長期修繕計画の案並びに修繕積立金の算定の基礎などを適切に定めるよう努める。
- ・ 購入者又は購入しようとする者に対し、管理規約の案などの内容を説明し理解を得るよう努める。
- ・ 市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力する。

届出書の様式



届出先・問合せ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課民間住宅係（市役所西庁舎5階）
TEL：052-972-2960 FAX：052-972-4172
メールアドレス：a2960@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

電子申請サービス

